

令和2年度専決補正予算(4月第2次)の概要

国の特別定額給付金の速やかな給付に向けた準備経費、及び新型コロナウイルス感染拡大防止対策を強化するため、県の休業要請実施に伴う、感染症拡大防止協力金の給付に係る市負担金に必要額を計上した。

補正予算額 68,000千円 (専決日: 令和2年4月23日)

1. 補正予算の内訳

(単位: 千円)

事業名	補正額	内 訳
特別定額給付金事業	8,000	・特別定額給付金給付準備事務費
新型コロナウイルス対策事業	60,000	・休業要請に伴う感染症拡大防止協力金負担金 負担割合: 市 1/3
合 計	68,000	

2. 補正予算の財源

(単位: 千円)

区 分	補正額	説 明
国 庫 支 出 金	8,000	特別定額給付金国庫補助金
繰 入 金	60,000	財政調整基金
合 計	68,000	

3. 予算の規模

(単位: 千円)

会 計 別	補 正 前 ①	補 正 額 ②	補 正 後 ③	伸び率(%) ②/①
一 般 会 計	35,596,000	68,000	35,664,000	0.2
特 別 会 計	16,907,490	—	16,907,490	—
企 業 会 計	9,054,014	—	9,054,014	—
合 計	61,557,504	68,000	61,625,504	0.1

※特別定額給付金については、速やかな給付に向け、国の補正予算成立後、迅速に追加予算計上を行う。併せて、国の補正予算等を踏まえ、適宜、新型コロナウイルス対策費の追加計上を行う。

特別定額給付金事業について

1 事業の概要

令和 2 年 4 月 20 日に「新型コロナウイルス感染症緊急対策」が閣議決定されたことを受け、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業を実施する。

- (1) 給付対象者 基準日（4 月 27 日）において、市の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 受給権者 その者の属する世帯主
- (3) 給付額 世帯構成員 1 人につき 10 万円として算出される額
- (4) 申請様式 国において、統一様式を作成
- (5) 申請方法 「郵送申請方式」及び「オンライン申請方式」が基本
- (6) 給付方法 給付金は、申請書の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。銀行口座がないなど、やむを得ない場合に限り、窓口給付を行う。

2 補正予算の内容 事業費（事務費）8,000 千円

01 報酬	会計年度任用職員報酬 3 名分	1,810 千円
03 職員手当等	超過勤務手当等	2,500 千円
04 共済費	会計年度任用職員社会保険料 3 名分	240 千円
08 旅費	会計年度任用職員費用弁償 3 名分	70 千円
10 需用費 消耗品費	コピー料金、偽造防止用紙代ほか	800 千円
	印刷製本費	1,680 千円
12 委託料	消込システム改修委託ほか	700 千円
13 使用料及び賃借料	複合機借上料 5 月～8 月	200 千円

3 特別定額給付金事業のスケジュール（予定）

- ・ 4 月 20 日(月) ・ 閣議決定、総務省による事業概要の公表
- ・ 4 月 23 日(木) ・ 市補正予算専決（事務費の一部）
・ 市総務部に特別定額給付金支給チームを設置
- ・ 4 月 27 日(月) （基準日：住民基本台帳記載者）
 《国会で補正予算成立後、市の専決補正予算計上》
- ・ 5 月 1 日(金)～8 日(金) ・ システム稼働、送付書類（申請書等）の作成ほか
- ・ 5 月 9 日(土)～10 日(日) ・ 送付書類の封入れ作業
- ・ 5 月 11 日(月)頃 ・ 申請書の送付（オンライン申請開始予定）、随時受付
- ・ 5 月中下旬～ ・ 順次支給開始（口座振込分）
- ・ 8 月中旬 ・ 申請受付終了

